


雲南市人権施策推進基本方針

(第二次改定)



平成 31 年 3 月

雲 南 市



はじめに

21世紀は、人権に関する諸問題を解決し、すべての人の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会の実現が求められることから、「人権の世紀」と言われます。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている権利であり、幸せに生きるために、なくてはならない最も基本的な権利といえます。

雲南市では人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に進めるための指針として、平成19年3月に「雲南市人権施策推進基本方針」を策定しました。そして、平成26年3月には第一次の改定を行い、この基本方針に基づいて人権・同和問題解決のための取組を推進してきました。

しかし、近年の社会状況の変化に伴い、人権問題は複雑・多様化しており、配偶者からの暴力（DV）や児童・高齢者への虐待の増加、また、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故による避難住民の人権への配慮など新たな人権課題も生じています。

このような状況を踏まえ、市の最上位計画である「雲南市総合計画」との整合性を図りながら社会情勢の変化に適切に対応するため、この度、「雲南市人権施策推進基本方針」の第二次改定を行いました。

今後は、この方針に基づき、基本理念である「思いやりに満ちた平和な地域社会の創造」に向け、人権施策を市民の皆様とともに推進して参ります。

終わりに、この方針の改定にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました雲南市人権センター運営審議会委員の皆様、雲南市人権施策推進基本方針検討会議委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成31年3月

雲南市長 速水 雄一



「平和を」の都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

今、世界では、いのちや人権を軽んじる紛争やテロなどの行為が繰り返され、また、核兵器をめぐる情勢は人々に脅威と不安を与えています。

我が国は、世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を繰り返すことのないよう、核兵器の廃絶と恒久平和を全世界に訴えていかなければなりません。

雲南市は、「平和を」と「如己愛人」の精神により世界に平和を訴え続けられた永井隆博士の有縁の地であります。

私たち雲南市民は、この「平和を」の精神に基づき、心をひとつにして、世界平和実現のために努力することを、雲南市誕生一周年に当たり、ここに誓い、宣言します。

- 1 私たちは、お互いのいのちと人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会を築くことに努めます
- 1 私たちは、次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和の大切さを語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます
- 1 私たちは、世界平和の実現と核兵器の廃絶に努めます

平成17年11月3日

雲南市

雲南市男女共同参画都市宣言

一人ひとりの大切な生命^{いのち}、人権^{とうと}の尊さ、そして世界の平和。

私たち雲南市民は、この普遍的な価値を希求し、次の世代が夢ある未来を創造できるよう努力をしていかなければならない。

今こそ、この精神をもとに、すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できる社会を私たちの雲南市でつくりたい。

この強い決意を胸に、ここに、「男女共同参画都市 気づいて築く 雲南市」を宣言する。

- 1条 「男だから」「女だから」にとらわれず、「自分らしさ」を大切にし、男女共同参画について学び合いましょう。
- 2条 「やってもらってあたりまえ」、家事・育児・介護を誰かにまかせっきりではなく、家族での話し合いを大切にし、私たちにできることから実行しましょう。
- 3条 家事・育児・介護など家庭と仕事が両立できる「ワーク・ライフ・バランス^{*1}」に取り組みましょう／推進しましょう。
- 4条 性別にとらわれず、個性と能力が活かせる職場（働く場）にしましょう。
- 5条 社会を支えているのは、私たち、みんなです。男女の区別なく、地域活動に参画しましょう。
- 6条 自治会などにおいて、世帯単位ではなく、全ての人の思いを反映した「一人一票制」を取り入れましょう。
- 7条 性別による固定的な役割分担や慣習・しきたりを改めましょう。
- 8条 セクシュアル・ハラスメント^{*2}やドメスティック・バイオレンス（DV）^{*3}などの人権侵害はしません／許しません。
- 9条 女性も男性もエンパワーメント^{*4}を高める努力をしましょう。市民は、そのチャレンジを応援しましょう。
- 10条 心配ごとは、自分ひとりで悩まずに身近な人や関係機関などに相談しましょう。

平成25年9月30日

※1 「ワーク・ライフ・バランス」：仕事と生活の調和。だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。

※2 「セクシュアル・ハラスメント」：相手の意に反した性的な言葉や身体への不必要な接触などにより、特に雇用の場においては、労働条件について、不利益を受けたり、働きにくくしたりして、女性及び男性労働者の就業環境を害すること。

※3 「ドメスティック・バイオレンス」：配偶者やパートナーなど密接な関係にある者からふるわれる身体的、精神的、性的暴力。

※4 「エンパワーメント（力をつけること）」誰もが本来もっている個性や能力を、学習によって引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

目次

第1章 総論

| | |
|---------------|---|
| I. 基本方針改定の趣旨 | 1 |
| II. 基本方針改定の背景 | 2 |
| 1. 国際的な潮流 | 2 |
| 2. 国の取組 | 2 |
| 3. 県の取組 | 3 |
| 4. 市の取組 | 4 |
| III. 基本理念 | 5 |
| 1. 基本的な考え方 | 5 |
| 2. 基本方針の性格 | 5 |

第2章 各論

| | |
|-------------------------------|----|
| I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 | 7 |
| 1. 学校教育等における人権教育の推進 | 7 |
| 2. 社会教育における人権教育の推進 | 8 |
| 3. 家庭における人権教育の推進 | 9 |
| 4. 企業その他一般社会における人権教育・啓発の推進 | 9 |
| 5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進 | 10 |
| II. 重要課題への対応 | 11 |
| 1. 女性 | 11 |
| 2. 子ども | 13 |
| 3. 高齢者 | 16 |
| 4. 障がいのある人 | 17 |
| 5. 同和問題 | 20 |
| 6. 外国人 | 23 |
| 7. 性的指向・性自認 | 24 |
| 8. 患者及び感染者等 | 25 |
| 9. インターネット等による人権侵害 | 27 |
| 10. 災害と人権 | 28 |
| 11. 自死について | 29 |
| 12. 様々な人権課題 | 30 |
| III. 施策の推進 | 34 |
| 1. 推進体制 | 34 |
| 2. 雲南市人権センター・雲南市男女共同参画センターの設置 | 34 |
| 3. 人権啓発推進組織について | 34 |
| 4. 関係機関等との連携について | 34 |

| | |
|--------------------|----|
| 雲南市人権施策推進基本方針の施策体系 | 35 |
|--------------------|----|

資料

| | |
|---------------------------------------|----|
| ■人権関係年表 | 39 |
| ■世界人権宣言 | 41 |
| ■日本国憲法（抄） | 44 |
| ■「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 | 46 |
| ■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 53 |
| ■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 | 54 |
| ■本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 | 58 |
| ■部落差別の解消の推進に関する法律 | 60 |
| ■雲南市人権センター運営審議会委員名簿 | 61 |
| ■検討組織構成員名簿 | 62 |

第1章 総論

I. 基本方針改定の趣旨

人類に大惨禍をもたらした第2次世界大戦の反省に基づき、1948（昭和23）年第3回国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の第一条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」と記されており、初めて全世界のすべての人々の権利を守ることをうたっています。一方、1947（昭和22）年5月に施行された日本国憲法は、基本原理の一つに「基本的人権の尊重」をあげ、国民が自由に人間らしく生きることができるよう、自由権、平等権、社会権などを、公共の福祉に反しない限り侵すことのできない永久の権利として保障しています。これが、その後の人権に関わる各種の法律や答申等の基本原理となりました。

このような世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから70年が経ち、この間、国内外において人権を尊重するための様々な取組が行われてきました。

しかし、人権教育の重要性に対する認識は高まってきているものの、同和問題や女性への暴力、児童生徒のいじめ問題、児童虐待や高齢者虐待の増加など、未解決の人権課題が依然として存在しています。近年の国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会変化に伴って、人権問題をめぐる状況は今後ますます複雑化、多様化することが予想されます。人権に関する世界の潮流や国・県等の動向をふまえ、これらの未解決の人権課題に対応するとともに、行政はもとより市民一人一人の努力によって、人権が尊重され、偏見や差別のない明るい社会をつくっていくことが重要です。

雲南市では、2000（平成12）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に進めるための指針として、2007（平成19）年3月に「雲南市人権施策推進基本方針」を策定し、この基本方針に基づき教育・啓発活動の取組を進めてきたところです。

その後、社会状況の変化や2010（平成22）年に実施した「人権問題に関する市民意識調査（以下「意識調査」という。）」の結果をふまえ、2014（平成26）年3月に基本方針の改定を行いました。

改定後、国において人権に関するいろいろな法律が制定されるなど人権問題への取組が進められる一方で、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や元配偶者、同居などで事実上婚姻関係と同様の事情にある人など親密な関係間で起こる暴力。以下「DV」という。）や児童・高齢者への虐待あるいは、セクシュアル・ハラスメントといった女性に対するいやがらせなど、人権問題はさらに複雑・多様化しています。また、災害に起因する人権問題など新たな分野の課題も顕在化してきており、こうした変化に柔軟に対応し、より効果的に人権尊重の施策を展開し、教育・啓発活動を推進していくため、この基本方針を改定しました。

Ⅱ. 基本方針改定の背景

【国際的な潮流】

■ 1948（昭和23）年「世界人権宣言」

国際連合が採択しました。人権保障を国際的に強化し、その後の各国の人権宣言の模範となりました。

■ 1965（昭和40）年「人種差別撤廃条約」

国際連合が採択しました。あらゆる形態の人種差別の撤廃をめざしています。日本は1995（平成7）年に批准しました。

■ 1966（昭和41）年「国際人権規約」

国際連合が採択しました。この規約は、世界人権宣言の内容を基礎として条約化したもので人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。日本は1979（昭和54）年に批准しました。

■ 1979（昭和54）年「女子差別撤廃条約」

国際連合が採択しました。男女の完全な平等達成をめざしています。日本は、1985（昭和60）年に批准しました。

■ 1989（平成元）年「児童の権利に関する条約」

国際連合が採択しました。18歳未満のすべての子どもの人権（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利など）を保障しています。日本は1994（平成6）年に批准しました。

■ 1994（平成6）年「人権教育のための国連10年」

国際連合が決議しました。1995年（平成7）年から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国政府に対し国内行動計画を定めることを求めました。

■ 2005（平成17）年「人権教育のための世界計画」

国際連合が決議しました。2007（平成19）年までの3年間は、「初等中等教育における人権教育」に重点をおき、2010（平成22）年以降は、高等教育とあらゆるレベルにおける取組が展開されています。

■ 2006（平成18）年「障害者権利条約」

国際連合が採択しました。「障がいに基づくあらゆる差別」の禁止や障がいのある人の権利・尊厳を守ることを定めています。日本は、2014（平成26）年に批准しました。

【国の取組】

■ 1996（平成8）年「人権擁護施策推進法」

人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として制定しました。

■ 1997（平成9）年「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」

人権教育の積極的な推進を図り、真に人権が尊重される社会の実現をめざして策定しました。人権教育を進めるにあたっては、教員・社会教育関係職員、医療関係者など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など9つの「重要課題」に積極的に取り組むこととしました。

■ 1999（平成11）年「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について＝人権擁護推進審議会答申＝」

1996（平成8）年に制定された「人権擁護施策推進法」に基づいて、法務省に設置された人権擁護推進審議会から出された答申です。人権教育を「基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう学校教育及び社会教育において行われる教育活動」とし、また、人権啓発を「広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修・情報提供・広報活動などで人権教育を除いたものとする」と定義づけました。また、地方公共団体の役割についても述べており、都道府県は、国と連携を図り、啓発についての企画・立案とその実施とともに、市町村を先導する事業や市町村に対し助言・情報提供などを行い、その取組を支援する役割を具体的に提言しました。

■ 2000（平成12）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

この法律は人権擁護推進審議会答申に基づき制定したもので、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしました。

■ 2002（平成14）年「人権教育・啓発に関する基本計画」

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定しました。女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など12の主要な人権課題を取り上げ、人権施策への地方公共団体の積極的な関与を求めています。

【県の取組】

■ 1998（平成10）年「島根県人権施策推進会議」

人権施策の総合的、効果的な推進を図ることを目的に、県庁内に設置しました。

■ 1999（平成11）年「人権問題に関する県民意識調査」

県民の意識調査を実施しました。また、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。県民意識調査は、2004（平成16）年、2011（平成23）年、2016（平成28）年にも実施しています。

■ 2000（平成12）年「**島根県人権施策推進基本方針**」

一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざし、県の人権教育・啓発の総合的な取組を行うことを目的に策定しました。この「基本方針」の実効ある推進を図るため、施策体系に基づき、具体的な事業を定めた「人権施策推進計画」を策定しました。

■ 2003（平成15）年「**島根県人権啓発推進センター**」

人権情報の収集・提供、啓発・研修、指導者養成、人権問題に関する調査・研究などを一元的に行うため設置しました。

■ 2008（平成20）年「**島根県人権施策推進基本方針**」の改定

新たに発生した人権問題や新たな法令・計画などに対応するため改定しました。2019（平成31）年には第2次改定を行っています。

【市の取組】

■ 2004（平成16）年「**雲南市人権センター**」

雲南市では、合併と同時に、これまでの「木次町立新市福社会館」を人権センターとして再編し、同和問題をはじめ人権施策の推進と教育啓発の中心機関とし、機能を持たせることとしました。

■ 2005（平成17）年「**雲南市教育基本計画**」

広く生涯学習の視野に立ち、新しい雲南市の教育が進むべき基本方向を明確にし、その実現に必要な施策を明らかにするため策定しました。この計画は、雲南市教育行政の方向と施策を教職員や保護者、社会教育関係者はもとより、広く市民に示すことにより、教育活動に対する理解と協力、そして参画を促進するものです。

2010（平成22）年3月には第2次、2015（平成27）年3月に第3次の「雲南市教育基本計画」を策定しました。

■ 2005（平成17）年『**「平和を」の都市宣言**』

平和に関する教育の充実、世界平和の実現と核兵器の廃絶を求める永井隆博士の思いをふまえ、いのちと人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会の実現に向けて全市民が努力することを宣言しました。

■ 2007（平成19）年「**雲南市総合計画**」

市の総合的、計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となり、雲南市の最上位計画として策定しました。計画期間は、2007（平成19）年度から2014（平成26）年度までの8年間です。

■ 2007（平成19）年「**雲南市男女共同参画計画**」

2004（平成16）年11月に制定・施行した「雲南市男女共同参画推進条例」に基づき、市における男女共同参画に向けての基本理念、市、市民及び事業者などの責務を明らかにし、総合的な施策を実施するために策定したものです。国の「男女共同参画社会基本法」（1999（平成11）年制定・施行）並びに「男女共同参画基本計画」（2000（平成12）年策定）

では、女性も男性も性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が重要課題とされています。

2015（平成27）3月には、2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までを計画期間とする「第2次雲南市男女共同参画計画」を策定しました。

■ 2008（平成20）年「雲南市男女共同参画センター」

人権センターに併設して男女共同参画センターを設置し、職員を配置しました。

■ 2013（平成25）年「雲南市男女共同参画都市宣言」

内閣府の事業で、島根県で出雲市、江津市、松江市に次いで4番目となる男女共同参画都市宣言を行いました。この都市宣言を受けて、男女共同参画社会のさらなる実現に向け、2014（平成26）年度には「第2次雲南市男女共同参画計画（気づいて築くうんなんプラン）」を策定しました。

■ 2015（平成27）年「第2次雲南市総合計画」

雲南市が誕生以来、市民が主役となり地域特性を活かして取り組んできた活動を検証し、これからの雲南市の将来ビジョンを盛り込んだ計画として策定しました。計画期間は、2015（平成27）年度から2024年度までの10年間です。

Ⅲ. 基本理念

1. 基本的な考え方

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人々は、人間として皆同じ人権を有しており、一人一人がかけがえない存在であるということ認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重し共生していくことが重要です。

この「基本方針」は、市民一人一人が人権の意義や重要性について深く理解するとともに、「相手の立場に立って人権を相互に尊重し、認め合い、思いやりに満ちた平和な地域社会の創造」を理念とするものです。

このため、人権教育・啓発の実施主体となる市は、重点的に取り組むべき課題を「重要課題」として明らかにするとともに、特に教育に関わる職員や行政に携わる職員一人一人の人権意識の高揚を図るなど、人権を基本に据えた市政を推進していきます。

さらに、市民が互いの個性や人格を尊重しながら共に生きる共生社会の実現にあたっては、学校や地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において人権教育・啓発が行われるよう、関係機関・団体等と協力・連携を深め、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根つき、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造と地域社会の実現をめざし総合的な取組を推進します。

なお、人権尊重の社会は憲法第12条及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第6条に示されているように、国民（市民）一人一人の不断の努

力によって築き上げられるものであり、そのためには、市民自らが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権尊重の社会の実現に向けての担い手であることを認識し、主体的な取組を期待するものです。

2. 基本方針の性格

この基本方針は、国の「人権教育のための国連10年」の国内行動計画、「人権擁護推進審議会答申」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨をふまえるとともに、市の『「平和を」の都市宣言』にうたわれているように、市民一人一人が互いの個性や人格を尊重しながら、助け合い、支えあって暮らしていくことができる社会づくりの実現に向けて、市が取り組む人権教育・啓発の基本的方向を示し、その施策を推進するための行動計画となるものです。

また、「雲南市総合計画」、「雲南市教育基本計画」等と整合性を保ち、市で実施する諸施策における人権教育・啓発にかかる基本的な指針となるものです。

さらに、企業、民間団体等にあっては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取組をされるよう期待するものです。

なお、この基本方針は、人権を取り巻く社会情勢等の変化や新たな人権課題に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 各論

I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権意識を高めていくためには、市民一人一人が人権について正しい理解と認識を深めるよう啓発を行うとともに、それが単なる知識にとどまることなく、人権への配慮が態度や日常生活での行動に現れるように、学校や地域社会、家庭、職場などあらゆる場を通じて、子どもから大人まで各段階に応じ、体系的・長期的な視点に立った、より実践的な人権教育・啓発を推進します。

1. 学校教育等における人権教育の推進

学校教育においては、教育活動全体の中で、幼児、児童、生徒の発達段階に応じて人権尊重の精神を育むとともに、意識を高めるための実践的な指導が行われていかなければなりません。

しかし、知的理解にとどまり人権感覚が十分に身についていなかったり、日常の生き方に繋がっていないなど、その取組が十分な効果をあげるまでには至っていないとの意見もあります。

国が2008（平成20）年3月に取りまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」では、人権教育の目標として、児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすることとしています。こうした人権教育の推進にあたっては、行政の支援や家庭・地域社会と学校との連携、保育所（園）・認定こども園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における発達段階に即した取組を挙げています。

人権教育を単なる知識の伝達にとどめず、命の大切さや人の心の痛みが理解できる感性、思いやりの心、違いを認め合いお互いの人格を尊重する心など、豊かな人間性を養うことを目的として推進することが重要です。このような人権尊重の精神は、自己理解や他者との交流で生まれることから、家庭や地域、民間団体などとの協力・連携を深め、広く人材を求めると同時に、ボランティア活動や高齢者・障がいのある人との交流など、乳幼児期の段階から様々な体験学習の機会が得られるよう努めます。特に学校における人権教育の推進にあたっては、国が出した「人権教育の指導方法の在り方について（第三次とりまとめ）」の「指導等の在り方篇」と「実践篇」を踏まえて行うことが大切です。実践の推進にあたっては、①教職員の研修の充実と資質の向上、②「人権教育とは、どんな子どもを育てるのか」の明確化、③そのための教職員の共通理解と連帯意識、④地域の人権状況、差別の現実を踏まえた指導計画の立案、⑤子どもの姿で問う人権教育の実践とその検証、などが大切にされるよう努めていきます。

(1) 保育所(園)・認定こども園・幼稚園における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。一人一人の幼児の個性を十分に理解し、発達段階や個性に応じた教育（保育）を行います。保育所では、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人

権を大切に作る心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」(保育所保育指針)を進め、保育内容の充実を図っていきます。また、同様に幼稚園では「幼稚園教育要領」に基づき、認定こども園では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、人間性豊かな成長を目指して人権意識の芽生えを育む教育を進めます。そのため、保育者の研修の充実に努めます。

(2) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、「生きる力」を育む教育活動を進めています。この「生きる力」については、平成8年の中央教育審議会答申において、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」が重要な資質や能力であると挙げられています。

こうした「生きる力」は、各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全般を通して育まれるものです。学校教育では、子どもの自主性を尊重し、体験的な活動を取り入れるなど、指導方法の工夫をしながら人権尊重と共生社会への認識を深め、生き方を高める教育の充実を図ります。

また、子どものより良い成長と発達を促す人権教育を進め、特に、いじめ問題への対応や特別支援教育の充実を図りながら、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」という理念を柱として、教育活動を行っていきます。

(3) 学校間の連携

中学校区を単位として、校区内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園、小学校、中学校のネットワーク化を図ることにより、教職員間の情報の共有化を図りながら広い視野に立った指導や支援を行います。

また、人権教育の推進にあたっては、人権教育の担い手となる教職員の役割と自覚が重要となることから、教職員に対して人権に関する正しい理解と認識を深め、資質や指導力の向上を図る系統的・継続的な人権研修の推進や、自己研鑽への支援などに努めていきます。市においては、人権・同和教育主任や新たに転入してきた教職員を対象とした人権・同和教育研修会、市内小中学校を順に行う差別事象に学ぶ研修会を開催し、学校全体で人権教育が推進されるよう支援します。さらに、教育委員会職員、人権センター職員を交えた人権・同和教育公開授業・意見交換を行い、学校における推進体制の確立を支援します。

2. 社会教育における人権教育の推進

他者への思いやりや豊かな情操、善悪の判断など、倫理観や人格の多くは身近な存在である保護者とともに、地域で日常出会う人々とのふれあいや地域の風土などを通じて乳幼児期に形成されることから、家庭、地域社会のあり方は、人権意識を育む上で重要な意味をもっています。

人権教育の原点が家庭、学校とともに地域社会にあることを認識し、家庭と学校、地域社会が連携し、子どもたちをはじめ地域で暮らす人々への学習機会の充実を図っていきます。

市においては、研修会に市民がより多く参加しやすい形を探求しながら、市全体を対象とした「人権問題を考える講演会」をはじめ、市内全域で同和問題地域講座と定例公開講座（人権問題全般）を開催しています。また、市民と協働での取組が必要であることから、地域自主組織や自治会主催研修会への資料提供、講師派遣などの人的支援を進めていきます。

3. 家庭における人権教育の推進

家庭はあらゆる教育の出発点であり、大人も子どもも家族とのふれあいを通じて他者への思いやりや善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、人格形成の基盤として、とりわけ人権意識を育む上で極めて重要な役割を担っています。

しかし、近年核家族化や少子化が進み、地域社会の連帯意識が希薄になりつつある現状において、保護者が親族や近隣の人たちからアドバイスを受けることが困難になっています。また、男女が共同して子育てに当たる諸条件が十分に整備されていない中、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が十分に発揮されていない状況があります。わけても、家庭で偏見や差別意識が伝承されることがあってはなりません。

市では、子育てや家庭教育に悩む親への相談・情報提供等の支援や、在宅介護を行う家族への支援、DVに悩む女性への支援を行っていますが、今後も家庭の教育機能を高め、社会的な取組を行うため、学校、地域自主組織、地域社会、民間団体など関連機関相互の連携を深め、家庭の教育力を向上し、子どもたちに豊かな人間性や人権感覚が育てられるよう、その支援に努めます。

4. 企業その他一般社会における人権教育・啓発の推進

(1) 企業等における人権教育・啓発の推進

不公正な採用やセクシュアル・ハラスメント、職場におけるパワー・ハラスメント、あるいは、高齢者や障がいのある人の雇用など、企業等においても人権問題は重要な課題となっています。

また、企業等も社会を構成する一員であり、そこで働く人も社会の一員として偏見や差別のない職場環境づくりに努めていくことが望めます。企業等は、人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担っていることから、今後も障がいのある人の法定雇用率の達成や高齢者の継続雇用の問題、公正な男女の採用や配置、昇進など自主的、計画的、継続的な教育・啓発活動が求められています。

現在、雲南地域（1市2町）には、72企業・事業所等が加入している雲南地域同和問題企業等連絡協議会（同企連）があり、互いに連絡提携し、国民的課題である同和問題の解決をめざして、職場内研修の推進などを自主的、積極的に行っています。一人一人の人権が尊重され、明るい職場づくりと差別のない地域社会づくりに寄与することにより、社会的責任を果たすことを目的とし、人権・同和問題研修会の開催や人権啓発標語の募集、人権週間における街頭啓発活動等に取り組んでいます。

市としても、同企連と連携・協力しながら人権に関する講習会・研修会等への参加呼びかけや各種啓発資料等の配布など、企業等の取組への支援を行います。

(2) 一般社会における人権啓発の推進

「世界人権宣言」などの人権関係国際文書の趣旨や国、県、市の人権施策、人権問題の現状など、人権に関する様々な情報を提供し、市民が人権尊重についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を高めるため、啓発資料やマスメディア及び市報などを活用し、広報活動を推進します。

また、雲南市人権・同和教育推進協議会等の啓発推進組織と連携し、効果的な啓発活動に取り組みます。

5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取組を強化することが重要であり、研修等における人権教育の充実に努めます。

(1) 公務員

公務員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、憲法の基本理念である基本的人権を尊重し、擁護する責務を有しています。

市の行政に携わるすべての職員は、この責務を自覚し、常に人権尊重の視点に立ち、それぞれの職務を遂行することが求められています。このため、市においては、同和問題を人権課題の中での最重要課題とし、毎年全ての職員を対象とした人権・同和問題研修会を行うとともに、人権・同和問題啓発担当職員による職場内での啓発推進を行っています。職員一人一人が人権教育・啓発を通じて、同和問題をはじめとする様々な人権問題について理解を深め、資質の向上に努めています。

また、住民の代表である市議会議員についても、毎年人権・同和問題研修会を行っており、人権課題の認識を高め、人権意識の高揚を図っています。

(2) その他の従事者

市職員はもとより、教育関係者、医療・福祉・保健関係者など、人権に関係の深い職業に従事する者に対しては、県の関係機関等と連携を密にしながら、より一層の人権研修の充実に努めます。

Ⅱ．重要課題への対応

1．女性

(1) 経緯及び現状と課題

1999（平成11）年、男女共同参画社会の形成に向けて総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が施行されました。2001（平成13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行、その後、2004（平成16）年、2007（平成19）年、2013（平成25）年に改正され、より被害者保護が強められました。

また、2015（平成27）年には、働くことを希望するすべての女性とその個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、翌2016（平成28）年に全面施行となりました。

県では、1995（平成7）年に、女性に関する行政の指針として「島根県新女性計画（しまね女性プラン21）」や、農山漁村における女性の能力開発の支援、重要な担い手として経営に参画できる環境整備の支援等を盛り込んだ「島根県農山漁村女性ビジョン」を策定するなど、女性施策を実施してきました。

1999（平成11）年には女性総合センター「あすてらす」（現在は男女共同参画センター「あすてらす」）を大田市に開設し、男女共同参画社会実現に向けた拠点として、啓発広報、学習研修、調査研究、交流、相談、情報提供などの取組を行っています。2001（平成13）年に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」を策定、2002（平成14）年3月には「島根県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な環境整備を進めています。また、2005（平成17）年には「島根県DV対策基本計画」を策定し、関係機関と連携しながらDV防止及び被害者の保護・支援等に取り組んでいるところです。

市においては、2004（平成16）年、合併と同時に「雲南市男女共同参画推進条例」を制定し、さらに2007（平成19）年3月に「雲南市男女共同参画推進計画“気づいて築くうんなんプラン”」を策定、2011（平成23）年3月には数値目標の見直しや新たな課題を盛り込んだ改定を行いました。そして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、2015（平成27）年3月には「雲南市DV対策基本計画」を盛り込んだ「第2次雲南市男女共同参画計画“気づいて築くうんなんプラン”」を新たに策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な分野での取組を進めてきました。

また、2008（平成20）年4月、雲南市男女共同参画センターを設置し、研修会、講演会や地区懇談会を通じて、男女共同参画意識の普及と女性相談やDV対策事業などの体制づくりに努めるとともに、2013（平成25）年11月には「雲南市男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図ってきました。

しかし、市が2015（平成27）年に実施した「意識調査」によると、女性が差別や人権侵害を受けていると感じる場面は「社会や地域に残るしきたりや慣

習」(44.1%)、「家庭内での家事や育児の分担」(39.1%)、「職場での昇給などの給与格差や役職などへの昇任」(34.2%)、「職場でのセクシュアル・ハラスメント(性的ないやがらせ)」(33.5%)、「町内会など地域における女性の役割や仕事の分担」(33.1%)が上位5つを占め、性別による固定的な役割分担意識からくる差別や性的な人権侵害を受けていると感じています。また、毎年実施する市民アンケートでは、男女が様々な場面で平等に扱われていると感じる市民の割合は年々上昇していますが、審議会委員などに占める女性の割合は、2017(平成29)年度末で24.2%と伸び悩んでいます。このことは、男女平等の意識は高まりつつあるものの性別役割分担意識の解消については、男性の意識のみならず女性自身の意識も低いのではないかと推察され、研修会や学習会等の教育・啓発活動を継続的に推進する必要があると考えています。

また最近では、DVは女性のみならず男性の被害も見られたり、一時保護が必要な深刻事案も発生するなど複雑化・多様化していること、「ハラスメント」も「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」「モラル・ハラスメント」等多様化してきていることなど、従来の課題に加え新たな課題も積み重なってきています。

(2) 施策の基本的方向

① 男女共同参画社会の形成促進

市では、「第2次雲南市男女共同参画計画“気づいて築くうんなんプラン”」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた総合的な取組を引き続き行っていきます。併せて、審議会等に女性が占める割合を上昇させるよう今後も働きかけていきます。

具体的には、「男は仕事」「女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画の視点での社会的慣習の見直しや市民の意識改革を図るため、男女共同参画月間や人権週間など様々な機会を通じ、引き続き啓発・広報活動を展開します。さらに、施策・方針決定過程への女性の参画を更に拡大するため、市が率先して取組を進めるとともに、企業・各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図ります。

② 男女平等を推進する教育・啓発

啓発活動においては、雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議を組織し、地区懇談会の開催や寸劇の上演など、市内へ出かけ、市民との話し合いを通して意識の啓発を図ってきました。引き続き、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を促進する教育・学習の機会の充実に努めます。

また、デートDV(高校生や大学生など若年層における交際相手からの暴力)が増加傾向にある中で、学校と連携した教育・啓発を強めていきます。

③ 女性の人権が尊重される社会の形成

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保に向かって、さらに啓発を行うとともに、働く女性の社会参加を積極的に支援するため、関係部局が連携して支援体制の充実に努めます。併せて、働く場面で活躍したいと希望するすべての女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け取組を

進めます。また、近年大きな課題となっている「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」等が重大な人権侵害であることの理解促進と、ハラスメントのない職場環境づくりの重要性の啓発に努めます。

また、外国籍のパートナーと日常生活を共にする人も増えています。国籍・人種を問わず、人権が尊重されるよう意識の啓発に努めます。

このほか、女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を推進します。

④ 相談体制の充実

家庭内暴力など、日常生活を営む上で、様々な問題を抱えて悩む人の相談に応じるため、雲南市男女共同参画センターにおいて、DV被害者や女性からの相談に応じています。相談件数は毎年100件を超えており、これまで潜在的だったものが顕在化してきていると考えられます。また、このうちDV事象が増加傾向にあり、一時保護事案も発生しています。さらに、近年では男性が被害者となるDV事案も見られます。今後も関係機関・団体など幅広い関係者相互の連携を図り、自立支援などの取組を進めます。

2. 子ども

(1) 経緯及び現状と課題

我が国においては、1947（昭和22）年、児童の健全育成や保護を目的とした「児童福祉法」が制定され、1951（昭和26）年には、児童の基本的な人権を尊重し、その幸福を図ることを目的に「児童憲章」が制定されました。

その後、1994（平成6）年に「子どもの権利条約」を批准し、1997（平成9）年には子どもや家庭を取り巻く環境の変化等をふまえ、保育施策の見直しや、児童の自立支援などを内容とした「児童福祉法」の改正が行われました。

さらに、1999（平成11）年には、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の制定、2000（平成12）年には、子どもに対する虐待の禁止や虐待を受けた子どもの保護を内容とする「児童虐待の防止等に関する法律」の制定など、法整備と諸施策の推進が図られています。

県では、1996（平成8）年「島根県児童育成計画（しまねエンゼルプラン）」、2005（平成17）年に「次世代育成行動支援計画（しまねっすくすくプラン）」を策定、2010（平成22）年に見直しを行いました。さらに、2015（平成27）年3月に、「島根県次世代育成支援行動計画」、「島根県子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。計画には、「子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり」「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」「すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備」の三つの基本理念のもと、「人権が尊重される社会の実現」「子どもと家庭の相談体制の強化」「児童虐待防止対策の充実強化」「社会的養護体制の推進」等をはじめとする各種施策が立てられています。

しかし、近年、我が国では少子高齢、核家族化の進行など社会環境が急激に変化し、子どもたちをめぐる環境も複雑化しており、「いじめ」などの問題行動、インターネット環境の変化、暴力行為や体罰、薬物乱用の低年齢化や性の

商品化といった子どもの権利を侵害する深刻な状況も発生しています。特に近年、養育者が児童に暴行を繰り返し、死に至らしめる事件が相次いで起こっています。

さらに、子どもにみられる低俗文化への感化、メディア依存、遊び型生活の定着、自己中心的な生き方、体験の貧弱さや試練の不足など、子どもの人格形成や豊かな成長、発達を阻害するマイナス要因もたくさん存在しています。

市においても、子どもたちの自尊感情の低さ、生活習慣の乱れ、生活体験不足等が課題となっています。また、規範意識の希薄化やコミュニケーション能力の低下などから「いじめ」等の問題が起こっています。

このような状況の中、2013（平成25）年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、地域・学校の実情に応じた基本的方針の策定が求められました。

また、2016（平成28）年からは、「児童福祉法」の一部改正により、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化を図るため、「児童福祉法」の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の措置を講じることになりました。

児童虐待は重大な犯罪であるという認識を持ち、子どもを「人格をもった一人の人間」として認め、家庭・学校・地域が一体となった取組が求められています。

また、障がいのある人に関わる法の整備（「4. 障害のある人（1）経緯及び現状と課題」参照）が進められる中、教育においては、2007（平成19）年に、特別支援教育が法律の中で位置づけられ、「自立や社会参加に向けた取組」、「すべての学校において実施」「共生社会の形成の基礎」といった理念を基に、特別支援教育の取組が進められています。併せて、2013（平成25）年には、「学校教育法施行令」の一部改正により、障がいのある人と障がいのない人が可能な限り共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進めることとなりました。

（2）施策の基本的方向

人権を大切にし、「生きる力」を育てることは教育の基本です。そして、人権を尊重する生き方は人格形成と深く関わっています。市では、キャリア教育を雲南市教育の全体像としてとらえた『「夢」発見プログラム』に基づき、将来社会的に自立して強く生きぬくために必要な意欲・態度を身につけることをねらいとして、幼児期から一貫した教育目標のもとで教育に取り組んでいます。

保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校では、日常的に生起する子どもたちの諸問題について、常に人権の視点から洞察して取り組むよう努めます。さらに、学校等における子どもの人権に関する課題について、保護者に情報を提供し、保護者と教職員が充分意見交換を行う機会の充実に努め、授業公開日や保護者会等を活用して人権問題に関する研修会を開催し、教育・啓発を推進します。

① いじめ問題・児童虐待等への取組

「いじめ」問題や児童虐待は、子どもの人権に関わる重大な問題であるこ

とは言うまでもなく、その解決のため学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実や生徒指導の充実、早期発見のための措置、相談体制の充実を図り、家庭・学校・地域が連携して、総合的な取組を推進します。

児童虐待は、子育て中の親の育児に対する不安や負担感に様々な要因が絡み合い、生活上のストレスが子どもに向いてしまうことに起因していると思われまます。

市では、民生児童委員、保育士、教職員及び保健医療関係者等から構成する雲南市要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら、児童虐待防止の啓発を積極的に行い、地域が一体となった早期発見・対応の取組を進めます。

② インターネット環境変化への取組

近年のスマートフォン等の普及により、特に、ラインやフェイスブックに代表されるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）環境は急速に変化しており、それに関するトラブルは低年齢化しています。成長途上の子どもたちが安易に扱うことにより、「いじめ」につながる事象も発生しています。環境の変化に対し、学校では情報モラル教育を行っています。保護者や大人には、学校・地域自主組織や関係団体などと一体となった取組を推進します。特に近年、子どもの豊かな成長・発達や人格形成を阻害する要因から子どもたちを守り、健全に育成していくことは大人や社会の責任です。

③ 相談体制の充実

少子化・核家族化が進行し、家庭での養育機能低下が懸念されている現在、社会全体が協力して子育てを支援していく体制を整備する必要があります。このため家庭での子育ての悩みや不安の軽減など子育てを支援するサークルや「子ども人権110番」などの活用、地域組織活動の促進や子育てと仕事両立しやすい環境整備のため保育サービスの充実に努めるほか、児童虐待防止などを含め、スクールソーシャルワーカーや人権擁護委員等とも連携して、子育てや児童福祉などに関する相談・支援体制の強化を図ります。

市では、子育ての相談窓口の一元化を図るため、2015（平成27）年に子育ての総合相談窓口である雲南市子ども家庭支援センター「すワン」を開設し、2018（平成30）年には、妊娠期から出産子育てに関する悩み困りごとの相談に対応する雲南市母子健康包括支援センター「だっこ♪」を開設しました。子育てに関する様々な相談を受け、関係部局・他機関が連携して、子育てを支援します。

④ 特別支援教育の推進

2017（平成29）年4月から、「雲南市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を施行し、共生社会の実現に向けて、すべての子どもが、ともに学び、ともに育つことができる教育の実現に取り組んでいます。保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校においては、園長（所長）・校長のリーダーシップのもと特別支援教育コーディネーターを中心として個別の教育支援計画を作成するなど、子どもの個性を認めていく教育の充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、だれにとっても「わかる」授業の展開、ユニバーサルデザイン（*1）に基づく学校運営など、一人

一人を大切にする教育を推進します。また、進学・進級時等に支援が途切れることがないように、切れ目なくつなぐ移行支援の取組も進めます。あわせて、研修会の開催など教職員の資質向上のための取組も進めていきます。

*1 「ユニバーサルデザイン」

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をあらかじめデザインする考え方。

3. 高齢者

(1) 経緯及び現状と課題

我が国においては、平均寿命の伸びや少子化などを背景に高齢化が急速に進んでおり、2035年には、総人口の33.4%が65歳以上の高齢者という本格的な高齢社会が到来するものと予想されています。

また、2025年には、団塊の世代が医療・介護ニーズが高いとされる75歳以上となり、高齢者のみ世帯の増加や認知症高齢者の増加が見込まれています。

こうした状況のなか、2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう、医療や介護、住まい、生活支援といったサービスが切れ目なく受けられるような仕組みとして、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が進められています。

市の2017（平成29）年における高齢化率は、37.35%（全国平均27.7%、県平均33.1%）で高齢化が急速に進んでいます。こうしたことから、高齢者の自立と社会参加等、活力ある高齢社会の実現をめざした取組が重要な課題となっています。

市においても、寝たきりや認知症等の介護を必要とする高齢者が増加するとともに、核家族化の進展に伴う一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加しており、高齢者を取り巻く環境は厳しくなっています。

こうした状況の中、2011（平成23）年に策定した「雲南市総合保健福祉計画」を2015（平成27）年に改定し、高齢者の社会参加活動の促進、自立支援など高齢者福祉の充実に取り組んでいます。

また、最近では、高齢者への虐待や高齢者の家庭を狙った悪質商法による被害の増大など、高齢者の尊厳を踏みにじる事件も数多く報告されています。市が2015（平成27）年度に実施した「意識調査」では、高齢者に関する人権上の問題で一番多かったものは、「悪質商法の被害者になりやすいこと」（41.3%）、次いで「これまでの経験や働ける能力を発揮する機会が少ないこと」（32.5%）でした。また、「高齢者の人権を守るためにはどのようなことが必要だと思いますか」の問いには、60.5%もの人が「高齢者が自立して生活しやすい環境を整える」と回答しています。長く社会に貢献してきた高齢者が、健康で生きがいを持ち、自立して生活を送れる社会の実現が重要な課題となっています。

(2) 施策の基本的方向

① 福祉教育・啓発の推進

学校教育において、社会科や特別活動、あるいは総合的な学習等で福祉教育

を進め、思いやりの心や敬愛の念などの福祉の心を育むよう努めます。

② 就労対策の推進

高齢者の持つ優れた知識・経験・技能等が地域社会に活かされ、自らの生活安定と生きがいを持てるよう、国、県、関係機関等と連携し、シルバー人材センターなどの指導・支援に努めます。

③ 生きがい対策の推進

高齢者との相互理解や連帯感が深まるよう、世代間の交流の機会を充実させます。

高齢者の地域活動を充実するため、老人クラブの育成支援を図ります。また、地域自主組織等における高齢者学級の開設や、教養・文化・スポーツ活動を推進し高齢者の生きがいづくりを進めます。

④ 認知症に対する取組

市では、国の新オレンジプランに基づき、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催、「高齢者等見守りSOSネットワーク」の構築など、認知症の方とその家族の方を地域で支援する体制づくりを推進しています。

市が2014（平成26）年度に実施した「認知症についてのアンケート」では、約8割の方が「認知症は病気で、周囲の人の対応によって症状や進行が変わると思う」「自分や家族が認知症になったら周囲に知られても良い」と回答しており、2011年度の調査時よりも認知症理解に対する意識が高まってきています。また、自分や家族が認知症になった場合の不安や相談の場を求めている人が多いことも明らかになっています。

市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関と連携して、認知症の正しい知識の普及啓発や、認知症の早期発見・早期支援、認知症の方とその介護者に対する支援等認知症施策の充実を図ります。

⑤ 相談体制の充実

市では、地域包括支援センターを中心に高齢者の権利擁護に関する相談窓口を設置し、各総合センターでも相談できる体制をとっています。高齢者虐待に関しては、「高齢者虐待防止法」（2006年度施行）に基づき、2007（平成19）年に「雲南市高齢者虐待防止対策推進協議会」を設置し、警察署や介護保険事業所を始めとした各種関係機関と連携しながら、高齢者虐待の未然防止、普及啓発、早期発見・早期対応のための相談支援体制の充実を図っています。

また、認知症等により判断能力が低下した高齢者の人権侵害の発生を防止するため、警察署や消費者センター、権利擁護センター等と連携し、消費者被害の防止や成年後見制度等の活用に向けた啓発活動や情報提供を行います。

4. 障がいのある人

（1）経緯及び現状と課題

国においては、2002（平成14）年に、新長期計画のノーマライゼーション

(*2) とリハビリテーションの理念を継承した新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヵ年計画(新障害者プラン)」を策定し、2006(平成18)年4月から障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、「障害者自立支援法」を施行、2013(平成25)年4月からは「障害者総合支援法」とし、障がいのある人の定義に難病等を追加しました。さらに2018(平成30)年の改正により、地域移行と社会参加を進めていくこととしました。

また、2011(平成23)年には「障害者基本法」を改正し、障がいの定義にこれまでの身体、知的、精神に加え、新たに発達障がい、心身の機能障がいを加えました。また、旧来の障がい概念を根本から見直し、「障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、その障がいによるものだけではなく、社会における様々な障壁(社会的障壁)によっても生ずる」ものであると定義し直しました。

社会的障壁とは、「障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と規定されています。これは、諸外国が既に採用している障がい概念、すなわち障がいの社会モデルの考え方を取り入れたものです。国がこの定義を採用したことは、障がいのある人を取り巻く社会環境がより一層整備されていく根拠となり、障がいのある人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されることにつながっていきます。

さらに、2016(平成28)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)を施行し、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と、障がいのある人に対する合理的配慮の提供を求めることとしました。

県では、障がいのある人の完全参加と平等の実現を基本目標とする「島根県障害者対策ダイヤモンドプラン(1992(平成4)年度～2001(平成13)年度)」の後期重点実施計画である「しまね障害者プラン」を1997(平成9)年に策定し、障がいのある人の諸施策を推進しています。また、1998(平成10)年には、高齢者や障がいのある人等の行動を妨げている様々な障壁を取り除くことを目的に「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、2003(平成15)年には、21世紀初頭に達成すべき県の障がいのある人の施策推進の基本的方向や達成すべき障がいのある人の福祉サービスの目標等を明らかにし、障がいのある人の施策の総合的な推進を図るため、「島根はつらっプラン」を、2013(平成25)年には、障がいのある人の施策の総合的な推進とその方向等を定める「島根県障がい者基本計画」を策定しました。

市では、2003(平成15)年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、2006(平成18)年度からは「障害者自立支援法」、2013(平成25)年度からは「障害者総合支援法」に基づき、障がいのある人の福祉施策を実施してきました。

近年、自閉症スペクトラム障がいや注意欠陥多動性障がいなど、発達障がいのある子どもは増加傾向にあるといわれています。発達障がいの原因は特定されませんが、主に乳幼児期から学童期にかけてその特性が表れ始めます。2005

(平成17)年には、「発達障害者支援法」が制定され、不明確であった発達障がい の定義と法的な位置づけを明記し、発達障がいのある人たちの自立と社会参加について国や地方公共団体の責務が規定され、支援体制の整備が図られてきました。2016(平成28)年には、「障害者差別解消法」が施行され、「不当な差別的取扱い」を禁止し、国の行政機関、地方公共団体には義務として、民間事業者には努力義務として「合理的配慮の提供」が求められることとなり、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会をめざし取組を進めることになりました。

学校においても、就学の在り方が大きく変わり、就学の場の決定においては、本人や保護者の考えを取り入れ、教育的ニーズや必要な支援について合意形成を図りながら決定することになりました。子どものニーズに合わせた多様な学びの場の整備を進めるとともに、学校卒業後の社会生活や自立に向けての共生社会の形成に向けて、乳幼児期から、福祉、教育、地域等の連携を密にして取組を進めることが必要となってきました。

また、障がいがあり、女性であるということによって複合的な差別を受けることが多くあります。2015(平成27)年に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」には、「障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある」と表記されています。障がいのある女性に対する暴力や性的被害があるという現実を周知し、支援体制を構築する必要があります。

こうしたことから、様々なニーズを把握し、そのニーズに沿った事業の実施や、障がいの特性をふまえた相談支援が必要となってきました。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人に対する偏見や差別を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実し、人権問題については国・県と連携しながら相談体制の充実を図るとともに、適切な情報提供を行います。

① 「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発

障がいのある人が、障がいがない人と同等に生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念の実現に向け啓発活動を推進します。

② 障がいのある人の理解を深める福祉教育の推進

障がいのある人に対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流やボランティア活動などの福祉教育を充実させます。

③ 障がいのある人の社会参加と雇用の促進

障がいのある人に対する市民の理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者スポーツの振興を図ります。また、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、障がい者就業・生活支援センターとの連携や就労移行支援の利用等により、障がいのある人の一般就労に向けた取組を推進します。

④ 相談体制の充実

相談支援事業所との連携強化により、身近な相談窓口の充実、権利擁護、

差別防止等に関する相談機能の確保を図ります。また、障がい者虐待防止センターを中心に、虐待防止に向けた取組と適切な対応を図ります。

*2「ノーマライゼーション」

障がいのある人が、障がいがない人と同等に生活し、活動する社会をめざす考え方。

5. 同和問題

(1) 経緯及び現状と課題

同和問題は、我が国固有の人権問題です。1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」を受けて、国は1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策を実施しました。

その後二度にわたって制定した「特別措置法」に基づき、2002（平成14）年3月までの33年間にわたり、国、県、市町村が一体となって同和問題の解決に向け様々な取組を行ってきました。

県は、差別意識を解消するための教育・啓発の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、雇用の促進、経営の安定、生活環境の改善などの対策を講じてきました。また、1994（平成6）年には、2010（平成22）年までの長期計画である「島根県同和対策推進計画」を策定し、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきました。

市では、合併前の大東町、加茂町、木次町において1971（昭和46）年度から住環境整備事業に着手し、小集落改良住宅の建設をはじめ、道路、水路、墓地、地区集会所建設等の事業を実施し、地区の生活環境整備改善を図ってきました。また、各町村は、同和問題解決に向けた町村ぐるみによる推進体制として「同和教育推進協議会」を組織し、自治会や地域自主組織単位による研修会、各種の講演会、また行政職員、教職員、企業、PTA等による自主学習の実施、学校における同和教育の公開授業、広報紙等による啓発活動など様々な取組を行ってきました。

しかし、1996（平成8）年に提出された国の「地域改善対策協議会意見具申」では、「差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在している」と述べられているように、生活環境の改善を中心とした物的事業については相当の成果を収めてきているものの、今なお差別意識が現存し、市においても差別事象が発生しており、差別意識解消に向けて、教育・啓発を一層推進する必要があります。

そして、2016（平成28）年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行され、今なお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、国や地方公共団体において相談体制の充実を図

ること、教育・啓発を行うこと、部落差別の実態に係る調査を実施することが定められました。

2004（平成16）年11月の合併と同時に設置した「雲南市人権センター」では、同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくすため、研修会・講演会の開催、人権相談事業など同和問題解決に向けた取組を行ってきています。また、2005（平成17）年10月には、「雲南市人権・同和教育推進協議会」を設立、旧6町村にあった協議会を支部協議会として教育・啓発活動を進めてきました。この教育・啓発の結果については、市が行った「意識調査」に表れています。（注：2005（平成17）年度調査では2,000人中840人回答、2010（平成22）年度は2,000人中859人回答、2015（平成27）年度は2,000人中849人回答）

例えば、「子どもの同和地区出身者との結婚について」という問いでは、
①既婚者の回答

| 年 度 | 子どもの意志を尊重。 親が口出しすべきでない | 親としては反対するが、 子どもの意志が強ければ仕方ない | プラス回答の合計 |
|--------|---------------------------|--------------------------------|----------|
| 平成17年度 | 59.9% | 31.3% | 91.2% |
| 平成22年度 | 62.2% | 33.6% | 95.8% |
| 平成27年度 | 65.6% | 28.8% | 94.4% |

②未婚者の回答

| 年 度 | 自分の意志を貫いて 結婚する | 親の説得に全力を傾けた後に 自分の意志を貫いて結婚する | プラス回答の合計 |
|--------|-------------------|--------------------------------|----------|
| 平成17年度 | 30.2% | 50.9% | 81.1% |
| 平成22年度 | 24.6% | 53.1% | 77.7% |
| 平成27年度 | 26.9% | 55.4% | 82.4% |

また、「同和問題の解決に対するあなたの態度はどうか？」の問いには、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきである」という回答が、平成17年度が53.1%、平成22年度は50.6%、平成27年度は46.0%であり、今回半数を下回りました。無関心（忌避的、傍観者的）である意見は、平成17年度が43.4%、平成22年度は41.7%、平成27年度は46.5%でした。市が行ってきた教育・啓発活動は、意識調査に見られるように大きく成果が上がったとは言えない状況にあります。そのことは、研修の場における話し合いの中でも「こうした問題には関

わりたくない」とか、「もう終わったのでは」といった無関心、あるいは「寝た子を起こさなくても」とか「放っておけば時間が解決する」といった同和教育抵抗論や自然解消論などのマイナス意識が見え隠れしています。

このほか、同和問題に対する誤った意識が残っていることに乗じて不当な利益等を求める「えせ同和行為」もいまだに発生している状況です。

(2) 施策の基本的方向

1996（平成8）年に閣議決定された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」に沿った教育・啓発を効果的に進めていくとともに、部落差別解消推進法に基づき以下の施策を推進します。

① 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

合併後、雲南市人権センターを設置し、様々な教育・啓発を展開してきましたが、未だに差別事象が発生したり、マイナス意識や忌避意識、あるいは抵抗論が見られるのも事実です。

したがって、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を推進するため、関係団体との密接な連携により、いろいろな組織や単位において、講演会、研修会などを通じて、効果的な教育・啓発を推進します。

これらの教育・啓発について、「差別の現実学ぶ」という同和教育の原則に立って、これまでの成果を踏まえ、同和問題の正しい現状認識と理解が得られる学習内容の構成に努めます。併せて指導者の確保と養成にも努めます。

② 進路保障への取組

「進路保障は同和教育の総和である」と言われるように、同和地区幼児児童生徒をはじめ様々な困難がある幼児児童生徒、さらにはすべての幼児児童生徒が自己肯定感を持ち、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、健康の増進を図り、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志を持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくよう、進路保障への取組を進めます。

③ 活動拠点施設への支援

教育集会所、交流センターなどが、同和問題の解決に向けた活動の拠点施設として、教育・啓発活動の推進や福祉の向上並びに地域住民の交流の場としての活用が促進され、地域社会全体で活動が活発に推進されるよう支援します。

④ 就労問題への取組

同和地区住民の就職機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決に向けた重要課題の一つです。国、県等と連携し、様々な機会を通して雇用主に対し公正な採用選考について啓発を推進します。

⑤ えせ同和行為の排除

同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」について、関係機関が連携し、情報交換、対応について協議しながら、毅然とした対応ができるよう、その取組を強化します。

⑥ 差別事象への適切な対応

教育・啓発活動を推進し差別事象の未然防止に努めるとともに、差別事象が発生した場合には速やかに適切な対応を行います。

6. 外国人

(1) 経緯及び現状と課題

1980年代以降は、労働力不足を背景に多くの外国人労働者が日本の労働市場に流入し、不法就労問題など新たな問題が発生しました。こうした事態を受けて政府は1990（平成2）年に「出入国管理及び難民認定法」を改正し、日系2世、3世などの優先的入国・在留を認めることとしましたが、一方で生活保護の対象者や国民健康保険の加入条件など、在留資格の有無で権利の享受に明確な差異が設けられるようになりました。

2008（平成20）年以降は、円高などによる景気低迷が続き、雇用環境の悪化に加え、2012（平成24）年に外国人登録制度が変わったことから、島根県内在住の外国人は減り続けていましたが、2013（平成25）年の5,301人を境に増加に転じ、2017（平成29）年には、7,689人となっています。

2018（平成30）年3月末現在、市においては外国籍の住民は219人で、2013（平成25）年の211人と比べるとほぼ横ばいの状況となっています。（国籍別人口は上位から1．中国 2．ベトナム 3．フィリピン）。

市内においては、日本語ができないことや、文化、生活習慣等の違いから、外国人住民が日常生活に支障をきたしたり、地域住民との間で相互理解不足による誤解やトラブルが発生しています。

また、歴史的経緯から、やむを得ず日本に在住しなければならなくなった在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別が依然として残っており、全国的に「ヘイトスピーチ」といわれる差別的な排除活動が問題となっています。

市が実施した「意識調査」によれば、外国人の人権を守るために必要なこととして「外国人との交流の促進」、「外国人が日本語を学習できる機会を増やす」、「日常生活に必要な情報の外国語による提供」が上位にあげられています。このような状況の中、外国人に対する様々な支援のほか、多様性への地域住民の理解促進が必要となっています。外国人を特別な存在としてではなく、地域の担い手、地域社会の一員として共に生きる社会＝「多文化共生社会」実現のための環境整備が課題となっています。

(2) 施策の基本的方向

① 差別意識解消のための啓発の推進

在日韓国・朝鮮人問題の歴史や実態等を理解することは、真の共生社会実現に欠かせない重要な課題です。このため在日韓国・朝鮮人だけでなく、在日外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進します。

また、2016（平成28）年に成立した「ヘイトスピーチ解消法」が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を喫緊の課題としていることから、その解消に向けた取組について、市としても十分に配慮することが大切です。

② 外国人住民との地域社会づくり、多文化共生社会の促進

国際交流員を配置し、外国人住民と共に地域や学校訪問、国際交流イベントなどを実施します。

こうした取組から、異なる多様な文化や習慣等の違いを正しく認識し、お互いに人権を尊重し合える共に生きる地域社会づくりを関係団体と連携して推進していきます。また、外国人住民の社会参画を推進し、同じ市民として共に地域社会を支える活力ある多文化共生社会をめざします。

③ 外国人住民のための相談体制や生活支援の充実

外国人住民の暮らしやすい環境づくりのため、外国人住民向けの相談窓口を開設します。通訳、翻訳業務や生活支援を行うサポーターを派遣し、日本語学習、医療、就労、子育てなど外国人住民の生活を支援します。また、女性相談カードを英語版で作成し、市の関係機関に置いて外国出身女性に相談機関の周知をしています。あらゆる人権問題の解決のために開設された雲南市人権センターでは、「社会福祉法」に基づく教育啓発事業、人権相談事業等を行っています。これらのことを広く市民に周知し、2015年（平成27）年6月から県の事業により配置されている「外国人地域サポーター」やしまね国際センター等と連携を取りながら、相談体制を充実していきます。また、言語による障壁をなくすため、外国人住民向けの多言語による情報提供に努めます。

④ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

国籍や民族等の違いによる偏見や差別をなくし、異文化を尊重する態度を育てるため、学校での国際理解教育を推進します。また、日本語の理解が十分でない外国につながるのがある幼児・児童・生徒に教育環境の充実を図ります。これらの取組から、外国につながるのがある子どもたちが自己のルーツを肯定的にとらえ、アイデンティティ（*3）が確立できる環境づくりに努めます。

⑤ 外国人住民のための防災啓発活動の推進

防災に対する知識や情報の差、言語の障壁により災害弱者とならないよう、外国人住民へ向けた防災訓練の実施・周知・啓発に努め、防災意識の向上及び知識の習得を促進します。また、地域防災を通じた多文化共生の取組を関連団体と連携して行い、地域住民への理解促進を進めます。

*3 「アイデンティティ」

自己が時間や環境の変化に関わらず同一であること。

7. 性的指向・性自認

(1) 経緯及び現状と課題

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バ

イセクシュアル)を指します。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ(自己同一性)を自分の感覚として持っているのかを示す概念です。

「こころの性」と呼ばれることもあります。多くの人は、性自認(こころの性)と生物学的な性(からだの性)が一致していますが、「こころの性」と「からだの性」が一致しないために違和感を感じたり、「からだの性」を「こころの性」に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むこともあります。

なお、1997(平成9)年に「性同一性障害の診断と治療に関するガイドライン」が策定され、医学的治療の対象となりました。

また、2004(平成16)年には「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、性別の変更が認められるようになっていきます。

さらに、2008(平成20)年には同法が改正され、戸籍上の表記等を変更できる条件が「現に子どもがいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和されました。しかし、他にも性別適合手術を終えていることなどの要件を満たす必要があり、性別の変更は容易ではありません。

同性愛者、両性愛者の人や「こころの性」と「からだの性」が一致しない人は、社会的に十分に認識・理解されていないため偏見や差別の眼差しで見られることが多く、自分の性的指向・性自認を明らかにして生活することに様々な困難を感じています。したがって、先入観や固定観念をなくし、恋愛・性愛の対象が異性に向いていないことや「こころの性」と「からだの性」が一致しないことが疾患や障がいではないことの理解を図ることが重要です。

(2) 施策の基本的方向

① 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

市では、地域へ出かけて様々な人権課題を啓発する「定例公開講座」等で、こうした問題についての研修会を開催しています。今後も、市民が性的指向・性自認について正しい知識を持ち、偏見・差別が解消されるよう教育・啓発を進めます。

また、学校教育においても、理解教育にあわせ、児童生徒の誰もが学校生活を過ごしやすくなるよう学校環境を整える配慮を進めます。

8. 患者及び感染者等

(1) 経緯及び現状と課題

国が定めた「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」には、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者及びハンセン病に関する偏見や差別が重要課題として取り上げられています。

エイズとは、ヒト免疫不全ウイルスによって起こる疾患で、正確には「後天性免疫不全症候群」といい、HIV感染者とは、エイズウイルスへの感染が確認されているがエイズを発病していないキャリアの状態の人を指します。

エイズは、感染力が弱いことや限られた感染経路であることから予防が可能なこと、また、HIV感染者であっても治療技術の進歩により、発症が抑制されることなどがわかってきていますが、エイズに対する誤解や正しい知識がな

いため、患者や感染者、さらには家族に対する偏見や差別が生じています。市が実施した「意識調査」によれば、親しくしている人がエイズ感染者だとわかった場合の付き合い方として、「今までどおり親しく付き合う」が21%、「感染しないように配慮しながら付き合う」が49.5%、「できるだけ付き合いを避ける」が6.7%となっており、正しい知識の普及・啓発の推進が求められています。

またハンセン病回復者は、1996（平成8）年の「らい予防法」廃止まで続いた国の隔離政策や無癩県運動が患者の人権を侵害し、偏見や差別を生む原因となり、多くの患者やその家族に大きな苦しみを与えてきました。ハンセン病は伝染力の極めて弱い病原菌による感染症で、遺伝するものではありません。また、1941（昭和16）年、アメリカで開発されたプロミンという特効薬が戦後間もなく日本でも使われるようになり、その後の新薬開発によって完治する病気となりました。

しかし、ハンセン病については「遺伝病」とか「天刑病」といった誤った認識があり、このことによる偏見が差別につながっていることも事実です。「意識調査」では、「学校や地域におけるハンセン病についての教育・啓発が不十分である」が39.5%、「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている」が29.8%となっており、教育・啓発にあたっては、差別を生んでいる背景を十分にふまえたうえで行っていく必要があります。

また、近年、患者の人格が尊重され、患者が自らの意思と選択のもとに最善の医療を受けることができるという「患者の権利」の重要性が認識されており、患者の人権と主体性を尊重した医療の確立が必要とされています。

(2) 施策の基本的方向

① HIV感染者等に対する差別や偏見の是正のための教育・啓発

学校教育においてエイズを予防する能力や態度を育てるとともに、エイズに対する不安や差別・偏見を払拭するための教育を学校、家庭、地域が連携して推進します。

② ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発

ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

③ 膠原病など難病等に関する正しい知識の普及・啓発

膠原病など難病等に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

④ 難病患者等への支援

市では、在宅で長期間療養する難病患者の日常生活向上を目的として、ホームヘルプサービス、ショートステイ及び日常生活給付事業を実施しています。難病は経済的な問題だけでなく、介護等に要する家庭の負担が重く、精神的な負担が大きくなることもあるため、患者や家族への支援体制の充実に努めます。

⑤ インフォームド・コンセントとセカンドオピニオンの推進

医療従事者は、医療行為の過程で患者に対し病状や治療目的などを十分に説明し、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うことが重要です。医療

の現場における患者の人権では、「医師から、治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」という意見をよく聞きます。

2015（平成27）年に実施した「意識調査」では、「本人又は家族に対して全てのことを説明すべきである」と回答した人が41.2%であり、「危険度の高い病気・症状のときは説明すべき」と併せると74.7%となりました。医療従事者と患者が、病気に対するお互いの考え方を理解し合えるようインフォームド・コンセント(*4)の推進に関する啓発等に努めます。

また、患者が自分の病状や治療方針について主治医以外の医師の意見を求めるセカンドオピニオン(*5)の権利についても配慮していきます。

*4「インフォームド・コンセント」

医師が患者に対し、病状や治療目的、危険度などを十分に説明し、同意を得てから治療などを行うこと。

*5「セカンドオピニオン」

自分の病状や治療方針について主治医以外の医師の意見を求めること。

9. インターネット等による人権侵害

全世界で高度情報化社会（IT社会）が急速に進展し、誰でも手軽に情報の受発信ができる便利なメディアとして、インターネットやメールが急速に普及しています。その反面、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や団体にとって有害な情報がメールで送信されたり、インターネットの掲示板に掲載されたりするなど、人権に関わる問題が数多く発生しています。

インターネットでは、一度に多量の情報を送ったり、不特定多数の人が情報を見られるようにしたりすることができ、これらをすべて匿名で行えることが特徴です。

インターネットで公開された情報は、見る人の時間や場所などを問わないため、一旦流出してしまった情報は、最初の発信者の意図に関わらず急速にあらゆる場所に流出する危険性をはらんでいます。インターネットの掲示板に、事件の捜査対象になっている未成年者の実名や顔写真等が多数掲載されるなどの人権侵害が発生しています。

このような状況に対して、憲法の保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関しては、法的(*6)な対応やプロバイダ業界の自主的な規制(*7)による対応が進んでいます。私たちも一人一人が人権意識を高め、自らの発言に責任を持つ、人を不快にさせるような言動をしない、情報を鵜呑みにせず正しい情報を自ら選び取るといったネットのモラルを守ることにより、悪質な人権侵害を防ぐ取組が求められています。

市は、個人のプライバシー（個人情報）や名誉に関する正しい理解を深めるため、市民への啓発活動を推進します。学校においては、インターネットや電子メールの利用上のルールや情報モラルについての教育の充実を図り、ネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

- *6 法的（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（2002（平成14）年5月施行）：「プロバイダ責任制限法」を指し、インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、特定の者の法的利益侵害される書き込みが行われた際に、被害者がプロバイダ等に対し、匿名で書き込みを行った者の氏名、住所等の情報開示等を求めることができる。）
- *7 プロバイダ業界の自主的な規制（電気通信事業者協会など3団体で構成する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」は、インターネット上の人権侵害行為について、法務省の人権擁護機関からプロバイダに対して情報の削除依頼があった場合の対応のガイドラインを作成し、迅速に対応することとした。）

10. 災害と人権

（1）災害時の人権問題

1995（平成8）年1月17日に発生した阪神淡路大震災は、大都市における大規模な地震災害であったことから多くの避難民が発生し、避難者支援の準備ができていない中で、その収容態勢や高齢者、障がいのある人等の災害時要援護者、乳幼児等、特に配慮が必要な人たちの置かれた厳しい環境が問題となりました。

こうした経験から、避難所などの収容態勢については、プライバシーの保護をはじめ一定程度の改善が図られるようになりました。また、災害ボランティアの役割や重要性が再認識されるとともに、被災者だけでなくボランティアについても心のケアが重要であることが明らかになりました。

さらに、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災により、地震、津波、原子力災害といった未曾有の複合災害が発生した際には、被災者に対する人権侵害が改めて浮き彫りになりました。

災害時において、自ら避難することが困難なことから避難が遅れ、思うように避難所に入ることができなかつた高齢者や障がいのある人、言葉や習慣の違いから、避難の必要性を把握することが困難な外国人、避難所での集団生活における女性への人権侵害や性暴力、自宅や学校の被災により学習の機会を奪われた子どもたち、また、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の外部への放出に伴い避難した周辺住民が避難先において根拠のない風評による差別的な扱いを受けるなど、被災者の人権への配慮を欠いた事象も発生しています。

被災地は復興に向かって進みつつありますが、被災後のストレスによるDVや児童虐待等も大きな問題となっています。

災害という非常事態にあって、私たちは新たな人権問題に直面しました。一人一人が人権意識を持つと同時に、地域としても人権問題を直視し、問題の解決はもちろんのこと、人権問題の発生を防止していくよう啓発に取り組んでいくとともに、災害時の避難所で必要となる様々な配慮について、誰もが自分のこととして考えていくことが大切になっています。

(2) 災害時に配慮されなければならない人権課題

① 高齢者、障がいのある人

被災時において、自ら避難が困難な認知症や障がいのある人等や、疾患のある人への避難支援、避難先での生活支援、福祉避難所の確保、介助者確保

上記の中でも特に集団生活が困難な認知症や障がいのある人の避難先の確保、避難者支援（個人避難は集団避難と異なり、配食等の支援が受けられない）。

② 入院患者、難病、疾患等に伴う治療を要するり患者

継続治療が必要な入院患者等の転院先の確保対策、治療を要するり患者の支援対策。

③ 母子(妊産婦及び乳幼児)

避難所における授乳（安心して授乳ができ、衛生的にミルクが準備できる環境）、育児ストレス等への配慮、出産予定施設の把握。

④ 女性

洗濯、身だしなみ等生活への配慮。

⑤ 外国人

ことば、生活習慣、食習慣等への配慮。

⑥ 子ども

学習の機会、遊び場の確保、災害時ストレス等健全な発達の確保対策、知的・発達障がい・心理的問題を抱えている子どもへの配慮。

11. 自死について

我が国の自死対策は、2006（平成18）年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。さらに、2016（平成28）年には自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記されました。

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

我が国の自死者数は、平成10年に初めて年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していましたが、平成22年より3万人を下回り、減少傾向にあります。しかし、それでも自死者数は毎年2万人を超えている状況で非常事態はいまだに続いており、決して楽観できる状況ではありません。特に男性の自死率は、47都道府県全てで女性の自死率を上回っています。

島根県の自死者数は、1996（平成8）年以降、毎年200人を超える高い状態で推移していましたが、2010（平成22）年には200人を下回り、2016（平成28）年は130人でした。しかし、自殺死亡率は全国順位の上位のまま推移しています。

雲南圏域の年代別自死者数は、2002～2014（平成14～26）年は、50代男性が52人と最も多く、次いで70代男性35人、60代男性34人となって

おり、男性に対する自死予防啓発が必要です。また、自死者数の多くを占めている50代以降の男女についても支援が必要です。

国が社会全体の問題として捉え、人を自死に追い込む構造に対する対策を行うことや自死遺族に対するケアも重要視されています。

2014（平成26）年度に行った「うんなん健康都市宣言」をふまえ、誰もが安心して生きられる温かい地域づくり（家族の支援や職場の理解、地域の絆）をめざすとともに、2018（平成30）年度に「雲南市自死対策総合計画」を策定し、自死対策を推進していきます。

なお、「自殺」という言葉については、遺族に配慮して「自死」という言葉を用いています。（例外：法律の名称、統計用語等）

【厚生労働省資料、雲南保健所資料より】

12. 様々な人権課題

（1）アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に狩猟や漁労を中心とする営みの中で、独自の言語であるアイヌ語や、自然との共生を基本とした信仰や風俗習慣など固有の文化を育んできた先住民族です。

しかし、過去の同化政策などにより民族独自の文化が失われてきました。

こうしたアイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から結婚や就職をはじめとして、偏見や差別が依然として存在しています。特に、アイヌ民族を無視するような「日本は単一民族国家である」といった認識や、「日本国籍を持つ方々で差別を受けている少数民族はいない」といった発言が見られたこともあります。

このため、1997（平成9）年、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定されました。

また、2008（平成20）年には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

こうした法律や決議の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

（2）犯罪被害者

① 経緯及び現状と課題

我が国においては、1980（昭和55）年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、生命または身体を害する故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた人の遺族や身体に重い障がいが残った人に対して、国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足し、被害者への経済的援助が始まりました。

国際的にも、1985（昭和60）年、犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第

7回国連会議において、「被害者はその尊厳に対し同情と敬意をもって扱われるべきである」、「被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきである」ことなどを規定した「犯罪被害者に関する司法の基本原則宣言」が採択されました。

これを受けて、我が国では犯罪被害者とその家族が生命・身体・財産上の被害だけでなく、捜査や裁判の過程での精神的負担の軽減、被害者回復支援策を法律上明記した「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）を2000（平成12）年に制定しました。

また、2005（平成17）年には、「犯罪被害者基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

犯罪被害者は、直接的な被害だけでなく、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、あるいは周囲の人々の無責任なうわさ話や、時にはマスメディアの行き過ぎた取材等によるストレスに苦しんでいます。なかでも、トラウマ（心的外傷）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）といわれる精神的被害が広く認識されるようになってきており、その支援が課題となっています。

市が実施した「意識調査」によると、今までに犯罪被害にあった経験を尋ねたところ約80%の人は「ない」と答えています。犯罪被害者への支援として必要なこととして、「被害後における精神的ショックの軽減、回復」が約51%、次いで「再び犯罪被害にあわないための措置」が約37%、以下「犯人からの仕返しなどの不安の除去」が約37%、「被害後における経済的支援」が約32%となっており、犯罪防止対策はもちろんのこと、精神的被害への対策が課題となっています。

② 施策の基本的方向

1) 犯罪被害者の心情に配慮した対応

各種研修会、講演会等へ職員を派遣し、知識・技能の向上のみならず被害者の心情に配慮した対応を心がけます。

2) 被害者への支援活動の推進

県、市町村、司法機関、医療機関、民間団体等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」と連携を図りながら支援に努めます。犯罪被害者等からの相談については、県と連携しながら、その内容に応じて各種相談窓口の紹介等を行い、利用を呼びかけることにより支援に努めます。

（3）刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や、その家族に対する偏見や差別により、円滑な社会復帰が困難な状況に置かれています。

このため、刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されないよう、偏見や差別の解消に向け、法務省松江保護観察所、雲南地区保護司会、大仁地区更生保護女性会、飯石地区更生保護女性会等の関係機関、関

係団体と連携・協力して啓発活動に努めます。

(4) プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。

しかし、近年の情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供され、社会生活が大変便利なものになっている反面、個人情報の取り扱いやプライバシーの侵害に対する不安が高まってきました。

このような状況をふまえ、個人の権利利益を保護するために、市においては、2004（平成16）年に「雲南市個人情報保護条例」を、国においても、2005（平成17）年に「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を全面施行し、官民を通じて、個人情報保護制度が整備されました。今後もこれらの法令等に基づき、個人の権利利益の保護を図っていきます。

(5) 北朝鮮による拉致問題

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明になりましたが、今日では、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

国においては、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮による人権侵害への対処に関する法律」を制定し、全ての被害者の即時帰国、真相究明を強く要求しています。

拉致問題の解決にあたっては、この問題に関する国内外の関心を喚起することが重要であり、今後とも国・県と連携を取りながら啓発活動を進めていきます。

(6) ホームレスの人権

ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、地域社会との間にあつれきが生じるなどホームレス問題は大きな社会問題となっています。また、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。

2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法（ホームレス支援法）が施行され、2003（平成15）年には「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。これによって、地域社会との協力のもと、職業能力の開発などによる就業機会や安定した住居の場、保健医療の確保などの施策を通して、ホームレスの自立を促進していくことや、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援が定められました。

このような取組のもと、市としても必要な個別支援、相談等を行うとともに関係機関との連携や地域福祉等の推進に取り組みます。

(7) 人身取引（トラフィッキング）

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重

大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な人権問題です。

国は、2014（平成26）年12月の犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定し、取組を進めています。風俗営業所等が雇用している外国人に売春を強要するなどの反社会的行為が発生しています。市では、こうした事実を周知するとともに、人身取引撲滅のための啓発を推進します。

（8）日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人とは、1945（昭和20）年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人々で、帰国までに長期間を要したことから、多くの人々が言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することになりました。

このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定のため、その正しい認識と理解を進める啓発を行います。

（9）その他の人権課題

今日、「無縁社会」という言葉に象徴されるように、特に高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には人から面倒がられる存在となったり、排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳に係る問題となっていくような場合もあります。それは、まさに高齢者の人権問題として捉えるべき課題です。

また、地域社会には日本の歴史の中で形成された差別に繋がる「慣行」や「迷信」など不合理で理不尽な問題も存在しています。なかでも、丙午（ひのえうま）の問題や出雲地方特有の狐持ち迷信などは、人権に係る大きな問題です。

さらに、この地域には社会的な意識として、その人の出自や血筋にこだわる意識があり、そのことが、時には人を差別的な眼で見たり序列的な扱いをすることに繋がったり、さらには「身元調査」をするなどの行為に及ぶことも考えられます。

こうした地域の人権意識に対しては、その都度、事柄の問題性を指摘しながら対処し、教育・啓発を図っていきます。特に、近年戸籍等の不正取得などにより、本人のプライバシーが侵害されるような事件が起こっています。こうしたことに対応するため、「登録型本人通知制度」を2019（平成31）年度から導入する予定です。

その他、社会の変化により、これからもこの基本方針に掲げていない新たな人権課題が表面化してくることが考えられます。

このような様々な人権に関する問題に対し、私たち一人一人が共に社会を構成する一員として、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

Ⅲ. 施策の推進

1. 推進体制

この「基本方針」の推進にあたっては、基本方針の「重要課題」に関する部局との密接な連携のもと、諸施策を実施します。

2. 雲南市人権センター・雲南市男女共同参画センターの設置

人権問題の解決は、市民の人権意識の高まりを背景に今後ますます重要な課題になり、教育・啓発の必要性はさらに高まっていくと考えられます。

こうした状況を鑑み、人権情報の収集・提供や啓発・研修などの諸施策の実施、関係機関・団体との連絡・調整を図ることを目的として、2004（平成16）年11月1日、合併と同時に雲南市人権センターを設置し、人権を尊重する社会の実現と総合的な人権施策の推進に向けて取組を進めています。

また、2008（平成20）年4月には雲南市男女共同参画センターを設置し、男女共同参画意識の普及と女性相談やDV対策事業の体制づくりに努めてきました。

市では、人権センター、男女共同参画センターを中心に、人権問題解決に向けてより総合的な取組を進めていきます。

3. 人権啓発推進組織について

人権問題解決のための教育・啓発活動は、地域の実情に応じ、地域に密着したきめ細かな取組が重要です。

市では、住民と行政の協働による取組にあたって、活動の中核組織となる「雲南市人権・同和教育推進協議会」を2005（平成17）年10月に設立し、旧6町村にあった協議会を支部協議会として再編しました。支部協議会の支部長には各総合センター所長が就任し、それぞれに同和問題研修会をはじめとして積極的に活動が展開されており、地域での活動組織として、支援、情報提供を行っています。

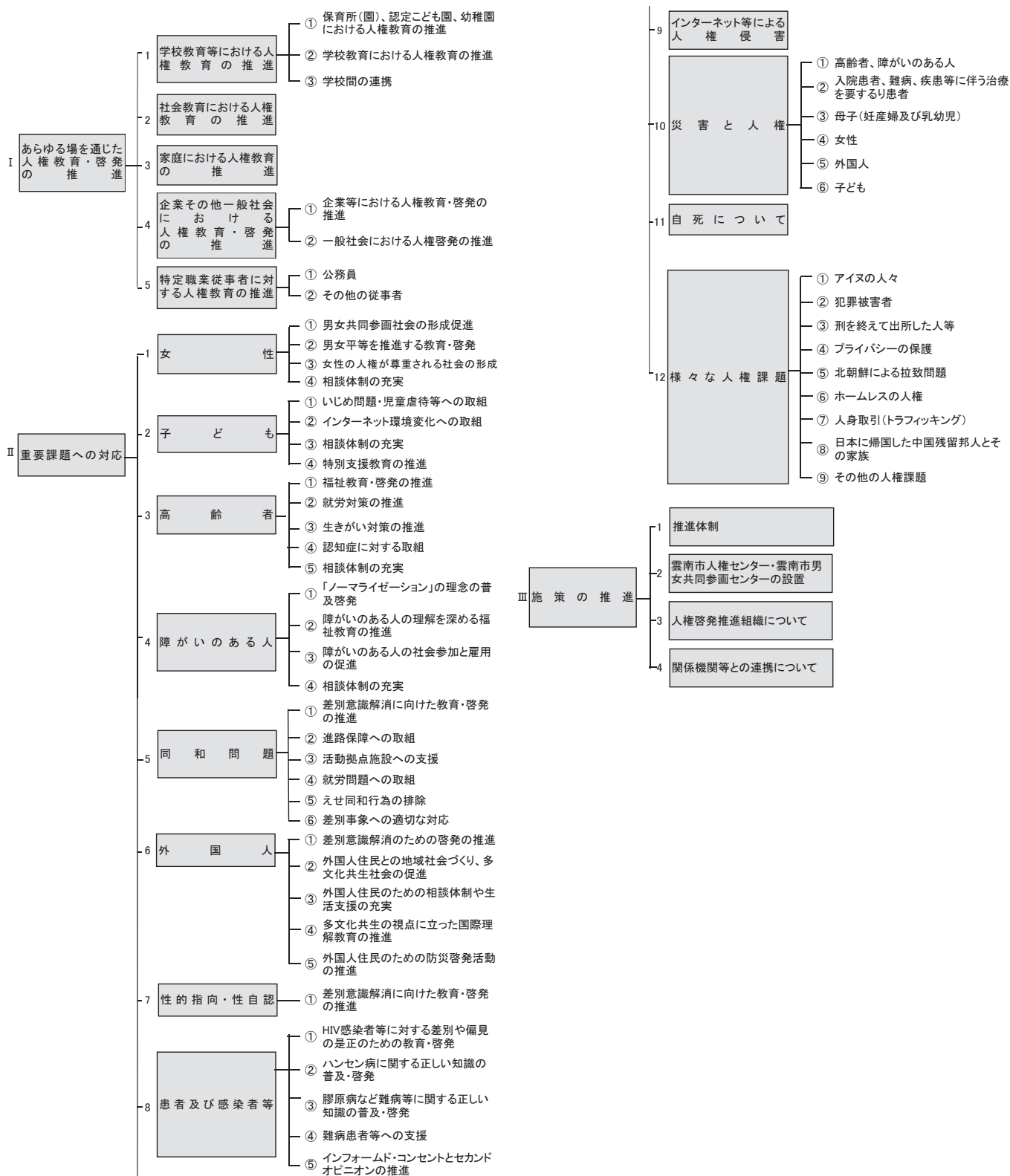
また、地域自主組織においても人権問題についての研修が推進されるよう努めていきます。

4. 関係機関等との連携について

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体での取組が必要であり、国、県、市の行政機関はもとより、地域を構成する学校、地域自主組織などがそれぞれの役割に応じて協力しあい、連携していくことが重要です。

また、人権問題の解決をめざす多くの民間団体や企業、ボランティア団体、自主的な学習グループなどに対して情報の提供を行うとともに、その活動を支援し効果的な推進に努めます。

雲南市人権施策推進基本方針の施策体系



資料編



人 権 関 係 年 表

| 国連等 | 国 | 県 |
|---|---|---|
| | 1947 (昭和22) 「日本国憲法」施行 | |
| 1948 「世界人権宣言」採択 | | |
| | 1951 (昭和26) 「児童憲章」宣言 | |
| 1965 「人種差別撤廃条約」採択 | 1965 (昭和40) 「同和対策審議会答申」 | |
| 1966 「国際人権規約」採択 | | |
| 1968 国際人権年 | | |
| | 1969 (昭和44) 「同和対策事業特別措置法」施行 | |
| 1975 国際婦人年 | 1970 (昭和45) 「障害者基本法」施行 | |
| 1976 「国際婦人の10年」(~1985) | | |
| 1979 「女子差別撤廃条約」採択 | | |
| 国際児童年 | | |
| 1981 国際障害者年 | 1982 (昭和57) 「地域改善対策特別措置法」施行 | |
| 1983 「国際障害者の10年」 (~1992) | 1986 (昭和61) 「男女雇用機会均等法」施行 | |
| 1989 「児童の権利に関する条約」 採択 | | 1994 (平成6) 「島根県同和対策推進計画」策定 「人権尊重の県」宣言に関する決議 |
| | 1995 (平成7) 「高齢社会対策基本法」施行 | 1995 (平成7) 「しまね女性プラン21」策定 「島根県農山漁村女性ビジョン」 策定 |
| 1994 「人権教育のための国連10 年」(~2004)宣言 | | 1996 (平成8) 「島根県児童育成計画(しまねエン ゼルプラン)策定 |
| | 1996 (平成8) 「地域改善対策協議会意見具申」 「男女共同参画2000年プラン」 策定 | 1996 (平成8) 「島根県児童育成計画(しまねエン ゼルプラン)策定 |
| | 1997 (平成9) 「人権擁護施策推進法」施行 「アイヌ文化振興法」施行 「人権教育に関する国連10年に 関する国内行動計画」策定 | 1997 (平成9) 「しまね障害者プラン」策定 |
| 1999 国際高齢者年 | 1999 (平成11) 「男女共同参画社会基本法」施行 「人権擁護推進審議会答申(人 権教育・啓発のあり方)」 | 1998 (平成10) 「島根県ひとにやさしいまちづくり 条例」制定 |
| | 2000 (平成12) 「人権教育及び人権啓発の推進に 関する法律」施行 「児童虐待防止法」施行 「犯罪被害者保護法」施行 | 2000 (平成12) 「島根県人権施策推進基本方針」 策定 |
| | 2001 (平成13) 「DV防止法」施行 | |
| | 2002 (平成14) 「人権教育・啓発に関する基本 計画」策定 | |
| | 2003 (平成15) 「個人情報保護に関する法律」施行 | 2003 (平成15) 島根県人権啓発推進センター設置 「島根はつらっプラン」策定 |
| 「人権教育のための世界プログラ ム」承認(第1段階 2005年~2007 年) | 2005 (平成17) 「男女共同参画基本計画(第2次)策定 | |
| 2005 「障害者権利条約」採択 | 2006 (平成18) 「障害者自立支援法」施行 「人権教育の指導方法等の在り方につ いて」第二次とりまとめ 「高齢者虐待防止法」施行 | |
| | 2008 (平成20) 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める 決議」採択 | 2008 (平成20) 「島根県人権施策推進基本方針」 改定 |
| | 2009 (平成21) 「ハンセン病問題の解決の促進に関する 法律」施行 | |
| | 2010 (平成22) 「男女共同参画基本計画(第3次)策定 | |
| | 2012 (平成24) 「障害者虐待防止法」施行 | |
| | 2015 (平成27) | |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>2016 「生活困窮者自立支援法」施行 (平成28)</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行</p> <p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行</p> <p>「再犯の防止等の推進に関する法律」施行</p> <p>「部落差別の解消の推進に関する法律」施行</p> | <p>2019 (平成31)</p> <p>「島根県人権施策推進基本方針」改定</p> |
|--|--|---|

| 雲 南 市 | | |
|-------------|--|--|
| 2004 (平成16) | 雲南市誕生(H16.11.1) 雲南市人権センター設置 | |
| 2005 (平成17) | ○「雲南市総合計画」(~2006) ○「雲南市教育基本計画」策定 策定 | ○『「平和を」の都市宣言』採択 ○「雲南市男女共同参画計画」(~2006) 策定 |
| 2007 (平成19) | ○「雲南市人権施策推進基本方針」策定 | |
| 2008 (平成20) | ○雲南市男女共同参画センター設置 | |
| 2013 (平成25) | ○雲南市男女共同参画都市宣言 | |
| 2014 (平成26) | ○「雲南市人権施策推進基本方針」改定 | |
| 2015 (平成27) | ○「雲南市男女共同参画計画」改定 | |
| 2018 (平成30) | ○「雲南市人権施策推進基本方針」改定 | |

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等な権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、本国その他いずれの国をも立ち去り、及び本国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治的犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、本国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第二十二條

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三條

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四條

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五條

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出あると否とを問わず、同じ社会的保障を受ける。

第二十六條

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七條

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八條

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九條

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十條

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布
昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福祉は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家のことに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国家は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第十一条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十九条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条

信仰の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条

学問の自由は、これを保障する。

第二十四条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

第九十七条

この憲法が日本国民に保障する基本的権利は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日

人権教育のための国連10年推進本部

平成6年(1994年)12月の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間の「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年(1995年)12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年(1996年)3月18日、第一回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年(1996年)12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(中間まとめ)を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりある人権国家の実現を期するものである。

(注)「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

1. 基本的考え方

- (1) 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年(1993年)には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議はすべての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年(1994年)には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会(平成6年(1994)12月)では、「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年(1995年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

- (2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年(1996年)5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は、一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』(人種差別撤廃条約)にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

- (3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ポー

ダレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個人々の権利意識の高揚、価値観の多様化に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においての各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための10年」は、すべての人権の不可文政と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

- (4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する組織を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

- (5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たしていくべきであり、特に国連を始めとする人権関係のフォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内の実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と強力・強調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

- (6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他社の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

- (1) 学校教育における人権教育の推進学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

①初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切に教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。

②研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。

③各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

- (2) 社会教育における人権教育の推進社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習新議会答申（平成4年（1992年）7月）等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

①公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。

②人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。

③非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。

④人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。

- (3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚の

ための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

- ①人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
 - ②一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。
 - ③世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。
 - ④人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
 - ⑤人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
 - ⑥人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
 - ⑦財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
 - ⑧企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。
- (4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進
人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実を努める。

①検察職員

人権を尊重した検察活動と徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。

②矯正施設・更生保護関係職員等

ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。

イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。

③入国管理関係職員

出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。

④教員・社会教育関係職員

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑤医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。

⑥福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

⑦海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

⑧労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑨消防職員

消防学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

⑩警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

⑪自衛官

防衛大学校、各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育過程での人権教育を推進する。

⑫公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

⑬マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年(1979年)12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年(1993年)6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年(1995年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女児」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年(1996年)7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン-21世紀の新たな価値の創造-」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画-」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- ①男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。
- ②政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
- ③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
- ④雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支持するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
- ⑤農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
- ⑥性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
- ⑦外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
- ⑧性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
- ⑨家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
- ⑩我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金(UNIFEM)内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
- ⑪女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化

するとともに、人権相談体制を充実させる。

(2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条例の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ①学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- ②いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にされた個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。
- ④犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- ⑤児童買春、児童ポルノ、児童売春といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。
- ⑥子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- ①学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- ②高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- ③高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- ④「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤高齢化が急速に進行していく農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- ⑥高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- ⑦虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

(4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すりハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- ①障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。
- ②障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- ③精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を促進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉

- 相談員等に対する研修を実施する。
- ④障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。
- (5) 同和問題
- 同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見答申（平成8年（1996年）5月17日）を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的な人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。
- ①同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について、（平成8年（1996年）7月26日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。
- ア 人権問題啓発推進事業
 イ 小規模事業者等啓発事業
 ウ 雇用主に対する指導・啓発事業
 エ 教育総合推進地域事業
 オ 人権教育研究指定校事業
 カ 人権教育総合推進事業
 キ 人権思想の普及高揚事業
- ②隣保館において、地域改善対策協議会意見答申具申（平成8年（1996年）5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。
- ③今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。
- (6) アイヌの人々
- アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。
- ①平成8年（1996年）4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ②学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取りあげられており、今後とも引き続き、基本的な人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- ④生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。
- (7) 外国人
- 今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。
- ①外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ②外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- ③定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。
- (8) HIV感染者等
- ① HIV感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者や HIV 感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者や HIV 感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者や HIV 感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者や HIV 感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

②ハンセン病

ハンセン病については、平成 8 年（1996 年）に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等と通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

①国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連 10 年」に関する取組に貢献する。

②国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。

③我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。

④我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択 50 周年に当たる平成 10 年（1998 年）には同宣言をテーマとすることを検討する。

⑤本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

5. 計画の推進

(1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連 10 年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連 10 年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。

(2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。

(3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。

(4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じて見直す。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日 法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果を踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成 25 年法律第 65 号)

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち一の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第 4 条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

ない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 20 条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第 21 条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。
(地方公共団体が処理する事務)

第 22 条 第 12 条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の
執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第 23 条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任す
ることができる。

(政令への委任)

第 24 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第 25 条 第 19 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条から附則第 6 条までの規定は、公布の日から施行
する。

(基本方針に関する経過措置)

第 2 条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合
において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみな
す。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第 3 条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員
対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたも
のとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第 4 条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第 10 条の規定の例により、地方
公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定
められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第 5 条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第 11 条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表すること
ができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第 11 条の規定により定められたものとみな
す。

(政令への委任)

第 6 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 7 条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第 8 条第 2 項に規定する社会的障壁の除去の実施に
ついての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとき
は、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されなことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年法律第 109 号

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

雲南市人権センター運営審議会

| | 役 職 | 氏 名 | 所 属 |
|----|-----|---------|--------------------|
| 1 | 会 長 | 永 瀬 豊 美 | 雲南市人権・同和問題啓発指導講師 |
| 2 | 副会長 | 秋 風 進 | 部落解放同盟島根県連合会雲南支部顧問 |
| 3 | 委 員 | 景 山 明 | 雲南市教育委員会教育長 |
| 4 | ” | 藤 井 勤 | 雲南市副市長 |
| 5 | ” | 錦 織 弘 秀 | 大東地域から選出 |
| 6 | ” | 足 立 隆 志 | 加茂地域から選出 |
| 7 | ” | 上 代 尊 司 | 木次地域から選出 |
| 8 | ” | 秦 美 幸 | 三刀屋地域から選出 |
| 9 | ” | 堀 江 邦 男 | 吉田地域から選出 |
| 10 | ” | 松 村 千 弘 | 掛合地域から選出 |
| 11 | ” | 和 田 邦 子 | 雲南市校長協議会代表 |
| 12 | ” | 中 島 光 一 | 雲南市老人クラブ連合会代表 |
| 13 | ” | 加 納 佳 子 | 雲南市の女性の集い代表 |
| 14 | ” | 澤 田 真 琴 | 社会福祉法人 雲南広域福祉会 |
| 15 | ” | 藤 原 洋 子 | 雲南市人権擁護委員 |

検討組織（雲南市人権センター運営委員会の専門部会）

(1) 雲南市人権施策推進基本方針検討会議

| 氏名 | 所 属 | 人権課題等 |
|-------|-----------------------------|-----------------|
| 永瀬 豊美 | 雲南市人権センター運営審議会会長 | 人権全般 |
| 秋風 進 | 雲南市人権センター運営審議会副会長 | 同和問題 |
| 福庭 俱盈 | 雲南市人権・同和問題啓発指導講師 | 人権全般 |
| 福間 祐子 | 前公益財団法人しまね女性センター事業課長 | 女 性 |
| 三浦 尚二 | 島根県教育委員会スクールカウンセラー | 子ども |
| 山本 重明 | 雲南市社会福祉協議会会長 | 高齢者 |
| 秋風 千恵 | 大阪市立大学大学院都市文化センター研究員、博士（文学） | 障がいのある人 |
| 芝 由紀子 | 島根県外国人地域サポーター（雲南市） | 外国人 |
| 佐藤 文宣 | 雲南市立木次中学校校長 | 性的指向・性自認 |
| 梶浦 靖二 | 島根県雲南保健所長 | 患者及び感染者等、自死について |
| 長澤 幸子 | 雲南市子ども家庭支援センター所長 | 子ども、障がいのある人 |
| 中村 清男 | 雲南市統括危機管理監 | 災害と人権 |

(2) 雲南市人権施策推進実務者会議

| 氏名 | 所 属 |
|--------|-----------------|
| 西村 健一 | 政策企画部うんなん暮らし推進課 |
| 三原 修三 | 総務部総務課 |
| 武田 知之 | 市民環境部国土調査課 |
| 石飛 和宏 | 健康福祉部長寿障がい福祉課 |
| 杉原 律雄 | 農林振興部林業畜産課 |
| 安部 哲男 | 産業観光部観光振興課 |
| 大坂 博宣 | 建設部建設総務課 |
| 戸谷 久美子 | 子ども政策局子ども家庭支援課 |
| 熱田 小百合 | 監査委員事務局 |
| 土井 隆宣 | 水道局下水道課 |
| 細木 皇宏 | 教育委員会社会教育課 |
| 小川 祐幸 | 雲南市立病院総務課 |

平成 31 年 3 月発行

雲南市人権センター

島根県雲南市木次町新市 3 番地 〒699-1334
TEL 0854-42-1767 FAX 0854-42-1839
E-mail jinkensuishin@city.unnan.shimane.jp
